

第6章 環境影響評価方法書に対する意見と事業者の見解

6.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>今後の手続きを進めるに当たっては、環境影響評価手続きにおける住民説明会のほか、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明に努め、可能な範囲で事業内容の理解を得るよう努めます。</p>
<p>(2) 施設の設計や配置、排出諸元などを具体的に設定した上で、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、調査については、必要に応じた見直しや追加を含め、方法、項目および地点等を適切に設定して行うこと。</p>	<p>調査、予測および評価にあたっては、対象事業実施区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえるとともに、施設の設計や配置、排出諸元については、施設整備基本計画で検討した基本的な配置計画およびメカヒアリング等を踏まえ、影響を過少評価することがないように、適切に条件の設定を行いました。</p> <p>また、調査については、必要に応じた見直しや追加を含め、方法、項目および地点等を適切に設定しました。（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）</p>
<p>(3) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、環境影響評価準備書においてその理由を明確に示すこと。</p>	<p>環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、必要に応じ、環境影響評価の項目追加を検討します。</p> <p>なお、知事意見を踏まえて追加実施した、対象事業実施区域内の土壌汚染・水質分析の結果、りん・窒素・亜鉛の土壌溶出濃度が現況の河川水質濃度より高い傾向が確認されたことから、工事排水に伴う水質ならびに水生生物への影響（水の汚れ：りん・窒素・亜鉛）を予測および評価の対象に追加しました。（「第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法」参照）</p> <p>また、審査会での意見等を踏まえ、選定しなかった環境要素のうち、水質（水の汚れ）および地下水（水位・流れ）に係る非選定理由を追記・修正しました。（「7.4 環境影響評価の対象としなかった環境要素」参照）</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(4) 焼却施設と併せて近傍にリサイクル施設や斎場が整備予定であることを踏まえ、これらによる複合的な影響を含めた調査、予測および評価について検討すること。</p>	<p>大気質（煙突排ガス）や騒音・振動（施設関連車両の走行）、景観等の予測および評価においては、焼却施設と合わせて近傍に整備されるバイオガス化施設、リサイクル施設および汚泥再生処理センター、ならびに必要なに応じて隣接敷地に整備される斎場からの複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行いました。</p>
<p>(5) 環境への影響を回避または極力低減するため、環境への影響が大きくなる条件のもとで予測および評価を行うだけでなく、負荷が低減された状態の排出諸元を設定するなど実行可能な範囲内で最大限の努力をすることを前提にした予測および評価を行うこと。</p>	<p>環境への影響を回避または極力低減するため、環境への影響が大きくなる条件のもとで予測および評価を行うだけでなく、焼却するごみ質や今後設定する処理方式に基づきプラントメーカーのヒアリングを行ったうえで、より現実的な条件の想定を行うとともに、実行可能な範囲内で検討する環境保全対策の効果等を考慮した影響の予測および評価を行いました。</p> <p>なお、煙突高さについては、審査会での意見に配意し、配慮書における予測・評価の結果を踏まえるとともに、同程度の規模の焼却施設における採用実績も考慮して 59m の計画としました。</p>
<p>(6) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないように留意しました。</p>

知事意見	事業者の見解
2 個別的事項	
<p>(1) 大気環境</p> <p>現地拡散実験で得られた結果を風向、大気安定度および排出高度等を考慮して整理し、周辺の地形を考慮して適切に大気質への影響について予測および評価を行うこと。また、排ガス拡散についての予測および評価については、煙突周辺の建物形状を十分考慮すること。</p>	<p>現地拡散実験の対象ケースについては、審査会での意見を踏まえ、一定の風速があり、発生頻度の高い中立寄りの気象条件を中心に選択することに留意しつつ、できるだけ多様な風向・気象条件を対象に調査を行いました。</p> <p>煙突排ガスの拡散予測は、「窒素酸化物総量規制マニュアル 新版」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づくブルーム・パフ式を用いることを基本とし、長期的・平面的な予測においては、周辺地形の標高を考慮して煙軸高度を補正する方法等を併用して行いました。また、予測で用いる有風時の拡散幅は、Pasquill-Gifford 図に基づき設定することを基本としましたが、現地拡散実験結果での濃度分布と上記方法での理論計算値を比較することにより、拡散計算で地上濃度を過小に見込むこととならないよう、前記の拡散幅の補正を検討のうえ、予測を行いました。なお、当該現地拡散実験結果の適用(拡散幅の補正)にあたっては、適用風向等に十分留意して検討しました。</p> <p>煙突周辺の建物形状により排ガス拡散が影響を受けるダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時(短期濃度)については、煙突周辺の建物形状を想定したうえで予測を行いました。(「第8章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響(存在・供用)」参照)</p>
<p>(2) 水環境</p> <p>これまで水田として利用されてきた土地を改変することで、シルト分とともに重金属や蓄積した肥料分が流出し、水環境および生物環境に影響を与えるおそれがあると考えられる。ついでには、土壌および水質の重金属、窒素、りんおよび亜鉛の調査を行い、水質や水生生物への影響の予測および評価を検討すること。</p> <p>また、地下水を使用する場合には、必要に応じて環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	<p>知事意見を踏まえ、対象事業実施区域内の代表地点の土壌(1箇所)を対象に、土壌汚染対策法に係る特定有害物質のうちの重金属類(第2種特定有害物質)およびりん・窒素・亜鉛について、追加調査を行いました。また、併せて河川水質についても、りん・窒素・亜鉛の追加調査を行いました。</p> <p>当該追加調査の結果、土壌汚染対策法に係る特定有害物質のうちの重金属類(第2種特定有害物質)については、いずれも基準値以下であることが確認できましたが、りん・窒素・亜鉛の土壌溶出濃度が現況の河川水質濃度より高い傾向が確認されたことから、工事排水に伴う水質ならびに水生生物への影響(水の汚れ:りん・窒素・亜鉛)を予測および評価の対象に追加しました。(「第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法」参照)</p> <p>また、施設の供用後における施設使用水の給水方法については今後の事業実施(実施設計)段階で検討する予定ですが、地下水位が低下す</p>

知事意見	事業者の見解
	<p>る場合の主な影響要素としては、地下水位に依存する湿地等の重要な生物の生息生育環境や、周辺民家等における井戸利用への影響等が挙げられます。前者については、既存資料調査および現地調査を行った調査区域において、該当する環境が分布していないことから、影響が生じることはないと考えています。後者については、環境影響以外の人間・商業活動における利水影響が考えられます。十分な揚水量が確保できるか、今後の事業実施段階において、別途、地下水の揚水試験等の調査を行い、揚水による大きな地下水位の低下や周辺地域における利水影響が生じないことを確認したうえで、地下水の使用（上水道の使用併用を含む）は検討します。なお、地下水を揚水・使用する場合には、事業実施後に地下水位等の確認調査等を行い、大きな地下水位の低下や利水等への影響有無を確認したうえで、適切な対応を行います。</p> <p>以上より、地下水（水位・流れ）に影響が生じることはないと考えられることから、環境影響評価項目として選定はしませんでした。（「第7章 7.4 環境影響評価の対象としなかった環境要素」参照）</p>
<p>(3) 動物および植物</p> <p>対象事業実施区域周辺には、既往調査で確認された重要な動物種以外にも、草地環境や林縁環境を好む希少な動物種が生息している可能性があることから、そうした種の見落としがないよう、適切に調査地点および調査ルートを設定すること。</p> <p>また、植生調査にあたっては、里山集水域を構成する尾根沿い、谷沿い、田畑周辺、川沿いなどの環境ごとに、適切に調査地点を設定すること。</p>	<p>動物調査については、対象事業実施区域の造成地及び草地環境や林縁環境など、構成される環境要素やその環境に生息しうる種の生態情報等を十分に把握したうえで、適切な調査地点・ルートを設定しました。</p> <p>植生調査については、事前に航空写真判読により植生素図を作成したうえで、市街地や水田などの人為的な改変環境を除き、各植生区分を網羅するよう、総数 29 地点の植生コードラートを設定して調査を行いました。（「第8章 8.7 動物～8.9 生態系」参照）</p>
<p>(4) 景観</p> <p>景観への影響については、地域住民へのヒアリング等を踏まえて代表地点を選定するとともに、施設整備基本計画やプラントメーカーへのヒアリング等を踏まえて施設の配置や規模等を具体的に設定した上でフォトモンタージュを作成し、適切に予測および評価を行うこと。</p>	<p>本事業に係るこれまでの地元説明会等において、景観の眺望点に係る意見・要望等はありませんが、知事意見を踏まえ、周辺集落等における主要な眺望点は、地元自治会代表者等へのヒアリングを行い、地元の要望等を確認のうえ代表地点の選定を行いました。（「8.10 景観 8.10.1 現況調査」参照）</p> <p>また、影響の予測にあたっては、施設整備基本計画で検討した基本的な配置計画およびメーカーヒアリング等を踏まえ、フォトモンタージュを作成しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(5) 温室効果ガス 滋賀県の“しがCO₂ ネットゼロ”ムーブメントの取組の趣旨も踏まえ、エネルギー回収技術を積極的に導入するなど、温室効果ガスの排出削減に向けて最大限取り組むとともに、その効果について予測および評価を行うこと。</p>	<p>本事業の検討にあたっては、一般廃棄物処理施設整備基本計画において、発電等による熱エネルギーの有効活用を検討し、ごみ処理により生じる熱エネルギーの有効利用を図るとともに、バイオガス化施設を導入し、温室効果ガスの排出削減に最大限取り組みます。</p> <p>また、温室効果ガスの予測および評価にあたっては、発電等による温室効果ガスの削減効果についても考慮しました。</p>
<p>3 その他</p>	
<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

6.2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの長浜市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

長浜市長意見	事業者の見解
<p>1．水及び大気環境に対する影響について 事業実施想定区域周辺の水及び大気環境への影響を最小限のものとするよう計画すること。</p>	<p>水環境への影響については、新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画であるため、水質汚濁等の影響はありません。また、工事中の濁水等を防止するため、沈砂池等を設置し下流への影響を低減します。</p> <p>大気環境への影響については、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な運転管理を行い、法規制値よりさらに低い環境保全目標値を遵守して、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を低減するよう計画します。</p>
<p>2．浸水による影響 長浜市総合防災マップの浸水予測等を考慮して、浸水による影響がないように計画すること。</p>	<p>対象事業実施区域は長浜市総合防災マップ（地先の安全度マップ）において、浸水予想 2.0m～3.0m 未満の区域となっています。本事業においては、盛土による約 3m の嵩上げを行うほか、施設内に配置する設備機器等の浸水対策も検討し、浸水による影響を受けることが無いように計画していきます。</p>
<p>3．車両による影響 廃棄物搬入車両による騒音・振動の影響については、対象事業実施区域で別の施設も建設予定であることから、総合的な施設として調査、予測および評価すること。</p>	<p>廃棄物搬入車両（施設関連車両）による騒音・振動の影響の予測では、対象事業実施区域において焼却施設と合わせて整備されるリサイクル施設および汚泥再生処理センター、ならびに隣接敷地に整備される斎場を利用する関係車両を含めた複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行いました。</p>

6.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第8条第1項の規定に基づき、方法書について一般の環境の保全の見地からの意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

一般意見	事業者の見解
第2章 事業の目的および内容	
<p>木尾町に決まることになった際の、候補地選定の相対比較項目による評価では、住居や施設（周辺諸施設）との距離が、たった300m～100mかどうかで評価されているのは何故か。発掘調査がされてなくてもA評価であり、軟弱地盤や土砂災害の観点でもA評価なのはなぜか。</p>	<p>新施設建設候補地選定にあたっては、学識経験者、地域住民代表者、公募委員などからなる候補地選定委員会で、審査基準の決定および候補地の評価を行っていただきました。</p> <p>当該審査においては、既存資料等により、候補地選定委員会で現地確認を踏まえて審議を行いました。なお、評価基準などの詳細については、「湖北広域行政事務センター新施設候補地選定評価結果報告書（以下「報告書」という。）」に掲載し、公表しました。</p>
<p>琵琶湖をかかえている滋賀県で一番環境に良好な施設となり、住民が安心、安全な生活、暮らしが保証されるよう、未来永劫地域に存在することの役割を肝に銘じて頂きたい。</p>	<p>新施設整備にあたっては、最新の技術を導入し、周辺はもとより地域全体の環境保全に十分配慮し、住民の安心・安全の確保ができるように、職員一丸となって取り組んでいきます。</p>
<p>河川等では草野川・姉川・田川流域、山野では動植物・野菜・稲作等、自然界への配慮は当然、最先端の科学技術が取り入れられるよう期待している。</p>	
<p>大気汚染の影響は、煙突の高さによりほんの少しでも差があるのなら、長期間かかれば値も差が出てくるはずである。この土地で作った物を食べ、田畑仕事で外にいる時間が長く、この地で住んでいる者たちのことを考え、景観を優先するのではなく、人の命を優先して高い方にしていきたい。煙突のかさについても、人への影響を考え安全性を重視して考えて欲しい。</p>	<p>煙突高さは、計画段階環境配慮書での評価結果および同程度の規模の焼却施設における採用実績を踏まえ、59mで計画しています。</p> <p>大気質（煙突排ガス）の影響については、「第8章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価（4）施設の稼働に伴う大気質への影響（存在・供用）」に予測および評価の結果を示しますが、最新の排ガス処理設備の導入を行うとともに焼却炉の適切な焼却管理を行うことで大気質による人の健康への影響が生じることはないと考えています。</p> <p>なお、煙突の目的は、排ガスを大気中に放出し、拡散の促進を図るものであるため、その効果を阻害してしまう「かさ」の設置は考えられません。</p>

一般意見	事業者の見解
<p>大路にある段差は、地震でできた断層と言われる見識者もいる。過去に大きな地震があり、被害に会った地域である。</p> <p>災害時、施設が利用できなくなった場合にどうされるか、対策は検討されているのか。</p>	<p>「第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況」に示す活断層位置図（出典：活断層データベース(産業技術総合研究所 Web サイト)）のとおり、調査区域には活断層が3箇所分布していますが、対象事業実施区域近傍には分布しておらず、最も近接する活断層も約2km以上離れています。</p> <p>ごみ焼却施設は、耐久性を備え、災害時にも継続して処理を行うことができるよう、国の基準に基づいた設計とし、外部電源を失った場合でも稼働できるよう、非常用発電機の設置等を計画しています。</p>
<p>し尿処理施設では、地下水を使われるそうだが、温泉施設も近くにあり、地盤沈下など、水不足も心配である。先に地盤沈下させると言われていたが、それはなぜか。</p>	<p>対象事業実施区域の地盤について、圧密沈下を促進させ地盤の安定を図るためです</p> <p>また、施設の供用後における施設使用水の給水方法については今後の事業実施（実施設計）段階で検討する予定ですが、人間・商業活動における利水影響の観点については、十分な揚水量が確保できるか、今後の事業実施段階において、別途、地下水の揚水試験等の調査を行い、揚水による大きな地下水位の低下や周辺地域における利水影響が生じないことを確認したうえで、地下水の使用（上水道の使用併用を含む）は検討します。なお、地下水を揚水・使用する場合には、事業実施後に地下水位等の確認調査等を行い、利水等への影響有無を確認したうえで、適切な対応を行います。以上より、地下水（水位・流れ）に影響が生じることはないと考えています。</p>
<p>火葬場の入口が坂の途中にあり雪道や凍結時にはとても危険だと思う。ごみ処理場の出入口は、住民の安全を優先して、交通の安全な所に作っていただきたい。</p>	<p>斎場（火葬場）の出入口の位置については、道路構造令を充足しており、安全性は確保されていますが、令和2年度に更なる交通安全に係る整備を行いました。</p> <p>ごみ処理施設の出入口は、敷地の北側に計画しており、交通安全に十分配慮した計画とします。</p>
<p>第4章 環境影響評価を実施しようとする地域</p>	
<p>今回は、1.5kmが調査地域としている。新施設建設候補地選定評価結果報告書には、6km周囲には何らかの影響があると書かれていたが、この距離の違いはなぜか。</p>	<p>調査地域は、滋賀県環境影響評価技術指針の規定を踏まえ、方法書 P.4-1 に示した4つの要件の範囲を包含する範囲として、周辺約1.5kmの範囲を設定しており、調査地域は適切と考えています。なお、ご意見の新施設建設候補地選定評価結果報告書には、「6km周囲に何らかの影響がある」等の記載はしていません。</p>
<p>調査地域を旧浅井町内全域を調査時範囲に拡大し、再調査を検討する考えはないか。</p>	

一般意見	事業者の見解
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法	
<p>ダイオキシンなどによる田畑の農作物への影響が心配であり、周辺での土壌汚染調査も実施して欲しい。評価項目に土壌汚染(ダイオキシン、水銀等)と水質について選定してほしい。</p>	<p>ごみ焼却施設では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、土壌に与える影響はほとんどないと考えています。また、施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流し、公共用水域への有害物質等の流出はないことから、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えています。</p> <p>なお、知事意見を踏まえ、対象事業実施区域内の土壌汚染調査を追加で実施した結果、土壌汚染対策法に係る特定有害物質のうちの重金属類(第2種特定有害物質)については、いずれも基準値以下であることが確認できました。したがって、土壌汚染については、環境影響評価の項目として選定していません。</p> <p>但し、上記の土壌汚染調査の結果、りん・窒素・亜鉛の土壌溶出濃度が現況の河川水質濃度より高い傾向が確認されたことから、工事排水に伴う水質ならびに水生生物への影響(水の汚れ：りん・窒素・亜鉛)を予測および評価の対象に追加しました。</p> <p>(「第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法」参照)</p>
<p>大気汚染について、約500m程の所に着地しやすいのなら、その地点の調査と、瓜生、田川方面にも調査地を追加していただきたい。なぜ調査をしないのか。</p>	<p>大気質の調査地点は、施設が稼働していない現状における調査地域の一般環境中の濃度分布を把握するため、対象事業実施区域周辺の4方を対象に、代表的5地点で調査しました。この5地点で調査地域の濃度分布の状況は十分に把握できると考えています。(「第8章 8.1 大気質 8.1.1 現況調査」参照)</p> <p>なお、影響予測については、調査地域全体を対象に平面的な濃度分布を予測し、ご指摘の地区における影響の予測結果も示しました。(「第8章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響(存在・供用)」参照)</p>
<p>大気汚染について、24時間でも常に変化している環境なので、調査期間をもっと長くして欲しい。</p>	<p>大気質の調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省、平成18年)を踏まえ、年間の季節変動を把握するため四季を対象に調査するほか、各季節において、人の生活サイクルによる変動を把握するため1週間の測定を実施しました。</p> <p>この調査時期・期間で調査を行うことにより、調査地域における大気質の状況は十分に把握できると考えています。</p>

一般意見	事業者の見解
<p>今回の調査も大切だが、施設が建った後、煙突から出る煙の量に加え、火葬場からの煙の量も含めてどうなるのかが知りたい。</p>	<p>大気質(煙突排ガス)に係る影響については、現地における気象条件等の調査結果を踏まえ、隣接する斎場の稼働による複合的な影響も考慮した予測・評価を行いました。(「第8章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響(存在・供用)」参照)</p>
<p>動物は移動する。動植物の調査範囲が狭すぎると思う。天然記念動物もいる。何十年住んでも、なかなか見かけない。アナグマやハクビシン、キツネ、タヌキ、トビ、カモシカ、コウノトリ、サンショウウオはいる。住民にも聞き取り調査されてはどうか。工事前には、コウノトリは田んぼに数十匹いたのが、工事後ほとんど見かけなくなった。既に環境は変わってしまっている。工事が始まるまでにすべきではなかったかと思う。特定指定区域の西池もあるので、もっと範囲を広げられてはどうか。</p>	<p>動物・植物の調査範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(建設省都市局都市計画課、平成11年)に示される一般的な調査範囲を考慮して、対象事業実施区域周辺200mの範囲を設定しました。</p> <p>また、行動圏の広い猛禽類(鳥類)の調査範囲については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省自然環境局野生生物課、平成25年)を参考に、半径1kmの範囲で調査を行います。なお、ご意見における西池は対象事業実施区域より1.5km以上離れており、本事業の実施により、西池における動物・植物の生息・生育環境に与える影響はないと考えています。</p> <p>調査の実施にあたっては、ご意見でいただいた生物種の調査範囲における存在可能性にも留意し、適確な時期・方法等で調査を実施しました。(「第8章 8.7 動物～8.9 生態系」参照)</p>
<p>施設の区域は、埋蔵文化財指定区域ではないとのことだが、周辺には古墳、登りがま、縄文時代の遺跡、城跡などがある。施設ができるまでに、発掘調査をするべきだったのではないか。このまま、杭をたくさん打ちこんで施設を作られたら、もしも遺構があれば壊されてしまう。これから何か出てくれば発掘すると言われていたが、盛り土されており、発掘調査はできないのではないか。</p>	<p>文化財保護法等に基づく手続きに従って、長浜市の関係部署と協議し、対象事業実施区域は指定区域外であり、発掘調査の必要はないとの回答がありました。</p> <p>なお、今後の工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、長浜市歴史遺産課に届け出るとともに、必要な調査等の協力を行います。</p>
<p>城跡の山が重要文化財指定区域にもかかわらず、けずられている。周辺の文化財(登りがま、古墳、城跡など)は、守っていただけなのか。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は、従来は水田であった平地部であり、本事業の実施による周辺斜面の掘削等は行っておらず、今後についても行いません。</p>
<p>各調査内容に水質、騒音、大気、汚染等で最大限、健康環境が維持できるよう工夫された。</p>	<p>今後実施する現況調査の結果および施設整備の計画を踏まえ、水質、騒音、大気汚染等の影響を予測・評価し、適切な環境保全措置を検討しました。</p>
<p>人への健康被害の調査もしてほしい。喘息、癌、アレルギー、花粉症、免疫不全、白血病、難病、膠原病など、統計をとって、施設ができてからかかったら、何らかの補償をしてほしい。</p>	<p>なお、影響の予測・評価は、環境保全措置の実施等により、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているかどうかの観点のほか、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準等と比較する方法でも行いました。</p>

一般意見	事業者の見解
第7章 その他	
<p>土壌汚染について、施設ができる前と後の経過をずっと調べて、影響がないか追跡調査してほしい。もし、風評被害がでたら、お米や農作物の補償をしてほしい。</p>	<p>本環境影響評価の結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られ、また、基準または目標との整合性も図られると評価されました(「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照)。事後調査については、当該調査、予測・評価の結果を踏まえ、滋賀県環境影響評価技術指針に基づき検討しました。</p>
<p>動植物への影響調査は、施設が完成した後も定期的に調査していただきたい。</p>	<p>その結果、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さいと考えられること、検討した環境保全措置(「第9章 環境保全措置」参照)の効果にも不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しないものとします。</p>
<p>振動、騒音、悪臭、車の交通量、排気ガスなどについても、施設ができてからどれだけ変わっていくのか、継続して調査していただきたい。</p>	<p>但し、本施設の供用後においては、本環境影響評価における事後調査とは別途、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「大気汚染防止法」に基づき、煙突排ガス中の大気汚染物質(ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類)濃度の継続的な測定を行います。</p>
<p>施設建設完了後の環境調査の継続をお願いしたい。</p>	<p>なお、本施設の整備にあたっては、環境に配慮した最新技術を導入するとともに、調査、予測・評価の結果を踏まえ、適切に環境保全措置を実施し、周辺環境への影響を防止していきます。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めていきます。</p>
<p>毎日わかるように、各所にモニタリングポストを設置し、基準値を超えたら警報が鳴るなど、住民にすぐわかる方法を考えて欲しい。</p>	<p>本施設には、計装設備として、煙突排ガスに係る公害防止監視装置(モニタリング装置)を設置する計画です。</p> <p>なお、センター災害(事故)基本計画で、事故が発生・継続・収束・完了した場合の各段階において、情報公開や周辺住民も含めたマスコミ等への対応(広報)について定めており、情報の混乱防止に配慮しつつ、事故の状況・原因・対応について、早く、正しい情報を公開することを基本に対応していきます。</p>
<p>今回の調査結果を周辺住民にわかりやすく必ず教えていただきたい。</p>	<p>現況調査および予測・評価等の結果は、本準備書においてとりまとめを行い、方法書と同様に公告・縦覧に供するとともに、住民説明会を開催し、分かりやすくご説明するよう努めていきます。</p>
<p>今後、住民への説明、情報提供をありのまま、隠ぺいなきよう、受けとめていきたいので、どうか周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>なお、情報提供においては、動植物保護の観点から重要種の確認場所等の情報を除き、できる限りの公開を行っていきます。</p>

一般意見	事業者の見解
<p>1.5km 周辺を対象とした初めての住民説明会なのに、数 10 名しか参加がなかった。滋賀夕刊と広報でのお知らせでは住民に周知できないということだと思う。説明会後の意見提出期限も短すぎる。せめて周辺住民全員に周知できる方法を考えてほしい。住民から要望しないと出前講座はされないようだが、住民の理解を求めるのであれば、施設の方から住民が納得できるまで説明会を開いてもらうべきではないか。木尾町に決まるまでに、説明会をしてほしかった。</p>	<p>方法書に係る住民説明会開催の周知については、全戸に配布される長浜市および米原市の広報（令和 2 年 1 月 1 日号）に掲載しました。さらに、センター、長浜市および米原市のホームページへの掲載、報道機関への情報提供を行い、広く周知に努めました。また、方法書に係る意見書の受付期間は、滋賀県環境影響評価条例等に基づいて縦覧期間 1 ヶ月に 2 週間を加えた期間としました。意見書の提出についても、方法書の縦覧開始前の令和元年 12 月 1 日号の広報に掲載し、予め周知を行いました。</p> <p>なお、今後実施する準備書の住民説明会の開催および意見書の受付についても、同様に周知を行ってまいります。</p>